次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて

平成25年6月24日 独立行政法人日本学術振興会

繰越金内訳について

種別	承認申請額(円)	財源に充てようと する業務内容
前払費用	65, 299, 410	(概要) 本会及び海外研集等のが大力では、 を会の事成25年4月)分(繰越理由) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

種別	承認申請額(円)	財源に充てようと する業務内容
旅費仮払金	12, 084	(概要) (概要) (概要) (概要) (概要) (操文 (表) (操文 (表) (操文 (表) (操文 (表) (操文 (表) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大
計	65, 311, 494	

【参考】

〇独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年十二月十三日法律第百五十九号)(抄)

(積立金の処分)

第二十条 振興会は、通則法第二十九条第二項第一号 に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項 又は第二項 の規定による整理を行った後、同条第一項 の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項 の認可を受けた中期計画(同項 後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 <u>振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除して</u>なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。